



UPC（Unified Patent Court：統一特許裁判所）における手続きに関するよくある質問

UPC が管轄権を有する権利

UPC はすべての統一特許および関連する SPCs（補充的保護証明書）に対して専属管轄権を有します。UPC は最終的に、統一特許制度を採用している国々で付与されている「従来」の欧州特許権ならびに関連する SPCs に対しても管轄権を持つ予定です。

しかし、移行期間中、特許権利者は、UPC の管轄から従来の欧州特許権および関連する SPCs をオプトアウト（適用除外）することができます。従って、オプトアウトが認められた欧州特許権および SPCs は、引き続き当該国ごとに国内裁判所の管轄下に置かれることになります。

この移行期間中、UPC を採用している国々でオプトアウトされなかった欧州特許権に関連して二重管轄制度が存在することにもなります。この期間中、特定の訴訟に関連する裁判は、UPC あるいは国内裁判所で提起されます。国内裁判所は UPC の専属的権限の対象とならない訴訟に関して、引き続き管轄権を有します。

UPC が審理を開始する時期

UPC はドイツが UPC 協定を批准してから 4 か月目の第 1 日に発効します。ドイツは、UPC の裁判所が 2023 年 6 月 1 日から開始できるように批准書を寄託する見通しです。

UPC の代理人について

当事者の UPC における代理人は UPC 締約構成国の裁判所で代理業務が認められている弁護士、あるいは適切な訴訟資格を有する欧州弁理士が務めることができます。Reddie & Grose LLP に所属するほとんどの欧州弁理士は適切な資格を持っており、UPC において代理人として業務を行うことができます。

UPC に提起される訴訟とは

UPC に提起される可能性のある訴訟には、侵害訴訟、侵害に対する反訴、非侵害確認訴訟、ライセンス・オブ・ライトの補償に関する訴訟、損害賠償の判定申請、無効訴訟、および特許無効に基づく反訴などが含まれます。

さらに、UPC は暫定措置のための次のような申請を取り扱うことができます。EPO の特定の判断に対する訴訟、証拠の保全申請、検査命令、あるいは資産凍結命令、プロテクティブ・レターの提出、登記部に保管されているプロテクティブ・レターの期間延長の申請、権利の回復、訴訟管理命令の審査、あるいは欠席裁判のため裁



決を却下するための申請など。

決定された訴訟の当事者は、UPCの控訴裁判所でその決定に対して控訴することができます。

UPCでの手続きにかかる時間

UPCの採決は比較的早く下されると見込まれています。1日で終了する口頭審理を（セントラルアタック訴訟および反訴を伴う侵害訴訟手続きの両方について）約1年以内に行うことが目的とされています。口頭審理から6週間以内に、裁判所は裁決を下すことを目指します。従って、裁決はUPCで提訴されて14か月以内に下されると予想することができます。より複雑な裁判になると、最終的な採決が下るまでは、より長期になる場合があります。

UPCに訴訟するための公式費用

UPCへの訴訟費用には、固定費と訴額による可変費用が含まれています。

固定費は、侵害訴訟、侵害を訴える反訴、非侵害の宣言のための訴訟、およびライセンス・オブ・ライトの補償に対する訴訟については€11,000です。損害賠償の判定申請の費用は€3,000です。また、無効訴訟の場合は、€20,000です。特許無効に基づく反訴の費用も、€20,000になる可能性があります（侵害訴訟と同じで、€20,000を上限とします）。

訴額可変費用の要素の範囲は、ゼロ（訴額€500,000を上限とする訴訟の場合）から€325,000（€50,000,000以上の訴額の訴訟の場合）まで段階的に増加します。

回収可能費用も考慮しなければなりません。訴額が最大€250,000までの訴訟の場合€38,000から、訴額が最大€50,000,000以上の訴訟の場合は€2,000,000までに段階的に増加します。

UPCの裁決を控訴するための公式費用は、UPCの第一審訴訟の費用に近い金額です。

UPCにおいて侵害及び有効性は同時に審理されるのか

UPCにおける侵害と有効性の同時審理について多くの訴訟の場合、特許の侵害と有効性の訴訟手続きは同時に処理されます。ただし、状況によっては、裁判所は侵害と有効性の訴訟手続きを個別に審理することを決定できます（分離審理）。

侵害訴訟がUPCの中央部で審理され、無効の反対訴訟が同じ中央部で審理される場合、当該侵害訴訟と有効性訴訟は同時に審理されます。

侵害訴訟および無効を訴える反対訴訟が地方部あるいは地域部で提起される場合、かかる地方部あるいは地域部は侵害訴訟と有効性訴訟を同時に審理する、侵害訴訟



のみ審理するが中央部に有効性訴訟を付託する、あるいは、原告・被告の両当事者の合意をもって、侵害訴訟及び有効性訴訟ともに中央部へ付託して同時に審理する、のいずれかを決定できます。

地方あるいは地域部が有効性訴訟を中央部に付託することを決定した場合、当該地方あるいは地域部はかかる侵害訴訟を審議するか否か、あるいはこの有効性判決がなされるまで侵害訴訟を一時的に停止するか否かを決定できます。

UPC が設置される場所

UPC は第一審裁判所、控訴裁判所、登記部から構成されます。

第一審裁判所の中央部はパリにあり、ミュンヘンに支部があります。中央部の支部は、イギリスがEUを離脱する前はロンドンにも設置される予定でした。中央部のロンドン支部の移転先は、あるかもしれませんが、まだ決まっていません。第一審裁判所も地方部と地域部で構成される場合があります。これらはUPCの締約国の2か国以上から要求があれば設置される可能性があります。

控訴裁判所と登記部は、ルクセンブルグに設置されます。特許の調停および仲裁センターもリュブリャナとリスボンに設置されます。

訴訟を審理する UPC における部

裁判の両当事者がある部で合意した場合、ほとんどの裁判は合意を選択した部で提起することができます。一方、合意されない場合、裁判が提起される部は、ほとんどの場合、訴訟の種類に応じて決定されます。UPCでの訴訟提起を希望する当事者は、どの部が適用可能かを考慮する必要があります。UPC協定の第33条は、第一審裁判所の各部の権限を定義しているため、どの部が特定の訴訟を審理することになりえるかの目安となります。

侵害訴訟は次のいずれの部でも提起されます：

- 申し立てられた侵害が生じた、あるいは生じる可能性のある地方部または地域部、あるいは
- 被告側の居所があり、主たる事業所、あるいはその他の事業所がある地方部または地域部。

無効訴訟は中央部で提起される可能性が最も高いです。しかし、地方部または地域部で同じ当事者間ですでに係属している侵害訴訟がある場合、当該地方部または地域部は特許無効の反訴が提起される裁判所とならなければなりません。同じ条件は、非侵害確認訴訟に適用されます。

関連する締約国に地方部または地域部が設置されていない場合、かかる訴訟は中央部で審理されます。



UPCにおける手続きで使用される言語

UPCの中央部で審理される裁判について、手続言語は通常、係争の特許が付与された言語（英語、フランス語、ドイツ語など、欧州特許出願がEPOで審査された公用語のいずれか）になります。

地方部で審理される裁判については、手続言語は通常、当該地方部が所在する国の公用語となります。地域部で審理される裁判については、手続言語は通常、当該地域部を共有する国が指定した公用語となります。

いかなる控訴手続きの言語も、通常は第一審理で使用された言語と同じ言語になります。地方部および地域部は当該部の手続きで使用することができる他の言語を指定すること、両当事者が別の言語を使用することに同意すること、両当事者の同意をもって別の言語を使用することを裁判所が決定すること、あるいはいずれかの当事者の要求により別の言語を使用することを裁判所が決定することなどは可能となっています。

Reddie & Grose LLP

London: The White Chapel Building, 10 Whitechapel High Street, London, E1 8QS, London
Tel: 020 7242 0901 **Fax:** 020 7242 3290

Cambridge: Clarendon House, Clarendon Road, Cambridge CB2 8FH.
Tel: 01223 360350 **Fax:** 01223 360280

Reddie & Grose GmbH

Munich: Hopfenstrasse 8, 80335 München, Germany, Tel: + 49 (0) 89 206054 267

Reddie & Grose B.V.

Hague: Schenkade 50, The Hague, Netherlands, 2595 AR, Tel: +(00) 31 70 800 2162